

上名和町内会会則

令和3年4月

目 次

第 1 条	名 称	1
第 2 条	構 成	1
第 3 条	目 的	1
第 4 条	事 務 所	1
第 5 条	事 業	1
第 6 条	会 員	1
第 7 条	役 員	1
第 8 条	役員の選出	1
第 9 条	役員の職務	2
第 10 条	役員の任期	2
第 11 条	評 議 員 会	2
第 12 条	財 産 管 理 委 員 会	2
第 13 条	墓 地 管 理 委 員 会	2
第 14 条	組	2
第 15 条	班	2
第 16 条	会 議	3
第 17 条	役 員 総 会	3
第 18 条	組 長 会	3
第 19 条	班 長 会	3
第 20 条	会 費	3
第 21 条	会 計	3
第 22 条	事 務 職 員	3
	付 則	4

上名和町内会会則

(名 称)

第1条 この会は、上名和町内会（以下「会」と言う）と称する。

(構 成)

第2条 会は、第1町内会、第2町内会で構成する。

(目 的)

第3条 会は、互いに助け合い、明るく住みよい町づくりを目的とする。

(事 務 所)

第4条 会の事務所は、上名和公民館内に置く。

(事 業)

第5条 会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住民相互の親睦及び交流に関すること。
- (2) 行政機関の事業及び連絡調整に関すること。
- (3) 財産管理に関すること。
- (4) 墓地の管理運用に関すること
- (5) 防災、防犯及び交通安全に関すること。
- (6) 環境整備及び衛生に関すること。
- (7) 福祉厚生に関すること。
- (8) その他会の目的達成に必要なこと。

(会 員)

第6条 会員は、第2条の地域に居住している者で、会の目的に賛同するものとする。

(役 員)

第7条 会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 町内会長 | 2名 |
| (2) 町内副会長兼土木委員 | 2名 |
| (3) 組長会長 | 1名 |
| (4) 組 長 | 20名以内 |

(役員 の 選 出)

第8条 町内会長及び町内副会長兼土木委員は、役員が、会員のうちから選出する。

2. 組長会長は、組長のうちから選出する。
3. 組長は、組の会員のうちから選出する。

(役員職務)

第9条 町内会長は、会を代表し、相互に協力して、会務を総括する。

2. 町内会長は、会務を処理するため、つぎの区域及び業務を分担する。

区域 第1町内会長：三ツ屋組及び緑陽小学校区の東組、中組、北垣内組

第2町内会長：西組、南組、南垣内組 及び名和小学校区の東組、
北垣内組

業務 庶務、会計、財産管理及び墓地の管理運用に関すること。

3. 町内副会長兼土木委員は、町内会長業務を補佐し、環境整備及び土木施設に関することを処理する。

4. 組長会長は、組長会の円滑な運営に努める。

5. 組長は、町内会長及び町内副会長兼土木委員の業務を補佐し、会の円滑な運営を図り、班長とともに会務を処理する。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は、速やかに補充する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで職務を行う。

(評議員会)

第11条 会に、町内会長の諮問機関として、別に定める評議員会を設ける。

(財産管理委員会)

第12条 会に、町内会長の諮問機関として、別に定める財産管理委員会を設ける。

(墓地管理委員会)

第13条 会に、墓地の管理運用に関することについて、別に定める墓地管理委員会を設ける。

○(組)

第14条 会に、三ツ屋組、東組、中組、西組、南組、北垣内組及び南垣内組を置く。

2. 組長は、三ツ屋組は4名、中組及び東組、西組、南組及び北垣内組は各々2名、南垣内組は5名とする。

3. 組長は、組で協議し、町内会長の承認を得て組長数の変更をすることができる。

(班)

第15条 会の組に班を置く。

2. 班は、10～20世帯を基準にして、組長が、町内会長に届け出る。

3. 班長は、班の会員の内から選出する。

4. 班長は、会務を処理するとともに、組長及び会員の連絡調整に努める。

(会 議)

第 16 条 会の会議は、役員総会、評議員会、財産管理委員会、墓地管理委員会、組長会及び班長会とする。

2. 会議は、町内会長が必要により招集し、議長を務める。
但し、評議員会、財産管理委員会及び墓地管理委員会は、別に定めるところによる。

(役員総会)

第 17 条 役員総会は、役員、評議員、財産管理委員及び墓地管理委員をもって構成する。

2. 会議は、年 1 回以上開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 事業報告及び決算報告の承認
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 町内会長及び町内副会長兼土木委員の承認
 - (4) 会則改正の承認
 - (5) その他会の運営に関する重要事項
3. 会議は、過半数の出席をもって成立し、3分の2以上の賛成をもって議決する。

(組 長 会)

第 18 条 組長会は、役員で構成する。

2. 組長会は、会の運営及び連絡調整に関する事項を審議する。

(班 長 会)

第 19 条 班長会は、役員で構成する。

班長会は、会の運営に関する事項の連絡調整を図る。

(会 費)

第 20 条 会の会費は、1世帯当たり月額 150 円とし、1年度分を年度始めに前納する。

2. 年度途中の入会者は、入会月から年度末までを前納する。
3. 年度途中の退会者へ、納入済会費の払戻はしない。
4. 会費は、班長が集金し、組長が取りまとめて、町内会長に納入する。
5. 町内会長は、別段の事由がある会員の会費を免除することができる。

(会 計)

第 21 条 会の運営に要する経費は、会費、市助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2. 会の会計は、評議員会で選出された監査員の会計監査を受ける。
3. 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事 務 職 員)

第 22 条 庶務及び会計の実務については、事務職員が担当する。

2. 事務職員の職務及び雇用細目は別に定める。

○ 付則

- (1) この会則は、平成 10 年 4 月から施行する。
- (2) 第 19 条 5 項は平成 11 年 11 月に追加、平成 12 年 4 月より施行する。
- (3) 第 9 条 3 項及び第 21 条は平成 14 年 4 月より施行する。
- (4) 第 2 条、第 5 条 4 項、5 項、6 項、7 項、8 項、第 7 条、第 8 条 1 項、第 9 条 2 項、3 項、4 項、第 10 条 1 項、第 13 条、第 14 条 3 項、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条の改正は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- (5) 第 14 条の改正は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- (6) 第 14 条の改正は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- (7) 第 10 条、20 条の改正は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- (8) 第 7 条、8 条、9 条の改正は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- (9) 第 9 条第 2 項および第 14 条第 2 項の改正は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。